

大切なお知らせです

長崎ブリックホールの利用優遇制度

長崎市公会堂の平成27年3月末の閉館に伴う
 市民の皆さんの芸術文化活動の支援策についてお知らせします。

長崎市公会堂の閉館について

公会堂は50年以上にわたり長崎市における芸術文化の創造と活動の場として中心的な役割を果たしてきました。

しかしながら、地震に対する安全性が不十分で、施設設備の老朽化が進んでおり、また、バリアフリーや練習室の併設など、現代の文化施設に求められる機能を備えていないといった課題を抱えています。

改修ではこのような課題を解消し、誰もが使いやすい施設とすることができないため、平成27年3月末までで閉館し、新たな文化施設を整備することとしています。

それまでの間、市民の皆さんにはご不便をおかけしますが、長崎ブリックホール大ホール(2002席)・市民会館文化ホール(977席)・平和会館ホール(716席)・トセピアホール(500席)・市民生活プラザホール(274席)など既存のホールのご利用をお願いいたします。

利用優遇制度について

◆市民文化団体などの催事を優先します

平成27年4月から、1000人以上の集

客が見込まれる催事を行うことができる市のホールは、長崎ブリックホールのみとなり、催事が多い時期には予約が取りにくくなることから予想されます。そのため、市民の芸術文化活動での利用を優先的に

Q いつ、どうやって利用が決まるの？

毎月1日に行っている「利用予約決定会」に先駆けて、利用希望日の属する月の15日前の25日、午後7時から長崎ブリックホール4階応接室で「先行予約決定会」を行います。(土・日・祝日に当たる場合は直後の平日)
 ※当日、会場までお越しください。利用希望日が重複する場合は、抽選により決定します。

◆使用料減免の見直しで、利用しやすく

平成27年4月以降に市民文化団体など

【期間】平成27年10月利用分から、新たに文化施設が整備されるまでの当分の間

【対象】次のいずれも満たす催事(興行目的を除く) ①市民文化団体(要登録)や市内にある学校、市民文化団体に類する団体が行う芸術文化分野の発表や芸術鑑賞など ②土・日・祝日に行われる ③1000人程度の集客が見込まれる

が長崎ブリックホール大ホールと楽屋を利用する場合の施設使用料について、公会堂と同程度の料金で利用できるように、従来の減免率を見直します。

Q 「市民文化団体」って？

日常的に継続して芸術文化活動(創作や鑑賞など)している団体のことで、市に「市民文化団体」として登録する必要があります。

●問い合わせ●
 文化振興課
 ☎ 842-3782

【期間】平成27年4月利用分から新たに文化施設が整備されるまでの当分の間



【対象】①市民文化団体(要登録)が興行目的以外で利用するとき ②市内にある学校が教育の目的のために利用するとき ③市内の心身障害者団体等がその目的を達成するために利用するとき ④市内の社会教育団体がその目的を達成するために利用するとき

不動産の売買——どの司法書士を使うかは、ご自分で決めましょう!



売買・贈与などの所有権移転登記報酬 ……8,000円から。
 抵当権設定登記報酬 ……10,000円から。
 抵当権抹消登記報酬 ……4,000円から。

※上記報酬額はすべて税別です。報酬のほかに印紙代、切手代などの実費が必要です。

見積・相談無料

●お見積りご希望の際は、資料をお揃えください。
 ●過払金・借金整理についてもお気軽にご相談ください!

あべたかき
司法書士 安部高樹事務所

長崎県杵島町1番11号田代ビル301(「大波止」電停から徒歩1分)

携帯サイト



http://www.shihoo.com/ ※夜間、土・日・祝日のご相談については、予めお問い合わせください。
 メールアドレス abe@shihoo.com [安部高樹] で [検索] してください。 TEL 095-826-4451

通話料 無料 0120-96-7421

司法書士 安部高樹
 長崎県司法書士会所属